建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年１月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワ西関東建設株式会社　中澤　　康　埼玉県上尾市瓦葺790―１　国土交通大臣許可（般―23）第22003号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年１月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社忍足研究所　溝口　正伸　東京都新宿区百人町２―８―15　国土交通大臣許可（般―24）第24482号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年１月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社システムリバース　後藤　　悟　東京都江戸川区東葛西６―14―10　国土交通大臣許可（般―24）第24538号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年１月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本テクノ株式会社　馬本　英一　東京都新宿区西新宿１―25―１　国土交通大臣許可（般―24）第24596号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年１月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーコン・フィールドサービス　越智　忠志　東京都文京区本郷１―18―６　国土交通大臣許可（般―21）第21077号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年２月 10 日
関東地方整備局長　深澤　淳志
１　処分をした年月日　平成26年１月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　国際計装株式会社　深町　光宏　東京都新宿区新宿１―１―14山田ビル　国土交通大臣許可（般・特―22）第5146号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業及び管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年12月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第６７６号
岐阜県恵那市武並町竹折1087番地の４
申立人　武並町竹折生産森林組合
代表者理事　安藤　五男
本籍岐阜県中津川市茄子川932番地、最後の住所岐阜県恵那市武並町竹折1059番地の１、死亡の場所岐阜県恵那市、死亡年月日平成20年６月９日、出生の場所岐阜県中津川市、出生年月日大正12年11月７日、職業不詳
被相続人　亡　山口　　一
事務所名古屋市瑞穂区瑞穂通２丁目２番２号　サニーストン瑞穂402号　ミューズ法律事務所
相続財産管理人　山内　　順
岐阜家庭裁判所中津川出張所

平成２５年（家）第６８５号
岐阜県恵那市長島町中野1203番地81
申立人　寺村ますみ
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所岐阜県中津川市、死亡年月日平成25年８月16日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和18年12月３日、職業アルバイト
被相続人　亡　寺村　善吉
事務所岐阜県中津川市かやの木町４番55号
相続財産管理人　川邉　伸広
岐阜家庭裁判所中津川出張所

平成２５年（家）第７２８号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍静岡県伊豆市大沢150番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所静岡県伊豆の国市、死亡年月日平成24年10月11日、出生の場所静岡県田方郡修善寺町、出生年月日大正14年10月14日、職業無職
被相続人　亡　水口　耕一
事務所静岡県沼津市御幸町24番19号　サンライズみゆき201　古川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川　陽子
静岡家庭裁判所沼津支部

平成２５年（家）第３５５５号
名古屋市中川区下之一色町字戌亥島４―１
申立人　犬飼　政行
本籍名古屋市中川区下之一色町字戌亥島４番地、最後の住所不明、死亡の場所不明、死亡年月日昭和19年10月８日、出生の場所不明、出生年月日慶應３年11月26日、職業不明
被相続人　亡　犬飼杉太郎
事務所名古屋市中区丸の内３丁目７番26号　ＡＣＡビル５Ｆ　向陽法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西川　美穂
名古屋家庭裁判所

平成２５年（家）第３５７５号
名古屋市南区松池町３丁目10番地の１
申立人　祖父江定代
本籍名古屋市南区松池町３丁目24番地、最後の住所名古屋市南区本星崎町字本城821番地の６、死亡の場所名古屋市南区、死亡年月日平成14年５月18日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和５年３月７日、職業不明
被相続人　亡　祖父江宣明
事務所名古屋市西区城西３丁目19番１号　司法書士法人中央コンフィデンシャル
相続財産管理人　大橋　龍馬
名古屋家庭裁判所